**平成29年度**

**国の施策並びに予算に関する提案・要望**

**（環境農林水産関連）**

平成２８年７月

大阪府

**平成29年度環境農林水産に関する国の施策並びに予算に関する提案・要望**

　日頃から、大阪府環境農林水産行政の推進につきまして、格別のご高配とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

　本府では、「成長と安全・安心のよき循環」により、府民の願いである「豊かな大阪」の実現を確たるものとすべく、環境農林水産分野では「良好で快適な環境の保全・創出」「安全・安心で豊かな食の提供」の実現に向け、全力で取り組んでいるところです。

環境分野においては、府民の健康の保護と生活環境を保全するため、良好な大気や水環境の確保に向けた取組はもとより、資源の循環的利用の促進、地域からの新たなエネルギー社会の構築に向けた取組を進めています。

また、大阪の農林水産業については、大消費地にある強みを活かし、新鮮で安全な食を安定的に提供できるよう、農林水産業の成長産業化に向けた取組を進めています。さらに、防災やアメニティなど多面的機能を有する農空間、海域・内水面、森林等について、府民・民間事業者等と共にその保全と活用に努めています。

　平成29年度の国家予算編成に当たりましては、本府の課題解決に向けた取組について十分ご理解いただき、以下に提案する施策の具体化、実現が図られるよう、格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

大阪府知事　松 井　一 郎

目　　　次

|  |  |
| --- | --- |
| **１　再生可能エネルギーの普及促進及び地球温暖化対策の推進**  **（１）再生可能エネルギーの普及促進**  **（２）地球温暖化対策の推進** | **１** |
| **２　南海トラフ巨大地震への対応･･･････････････････････････････････････････････** | **２** |
| **３　建設発生土の適正処理のための法制度の整備･･････････････････････････** | **２** |
| **４　PCBの期限内処理の推進及び廃棄物処理の広域化の促進･･･････**  **（１）全てのPCBの期限内処理に向けた国の役割強化**  **（２）ごみ処理広域化の促進** | **３** |
| **５　都市農業の振興･････････････････････････････････････････････････････････････････････**  **（１）都市農業振興基本計画に基づく制度の創設及び拡充**  **①都市農業振興に向けた生産振興と生産基盤整備制度の拡充**  **②都市農業における「農地中間管理事業」の制度拡充及び予算確保**  **③生産緑地を活用したまちなかにおける多様な都市住民向け農園の展開**  **④都市農地等の防災機能の増進**  **⑤市街化区域等の土地改良施設の再編**  **（２）農業農村整備事業の予算確保並びに制度拡充**  **（３）ウメ輪紋ウイルスの対策**  **（４）参入促進型ほ場整備事業の創設** | **３** |
| **６　PM2.5対策の強化･････････････････････････････････････････････････････････････････** | **６** |
| **７　大阪湾における栄養塩類の適正な管理･････････････････････････････････････** | **６** |
| **８　国土調査法（地籍調査）･･････････････････････････････････････････････････････** | **６** |

**１　再生可能エネルギーの普及促進及び地球温暖化対策の推進**

**（１）再生可能エネルギーの普及促進**

①　固定価格買取制度の改正法における入札制度への配慮

平成28年5月25日に可決・成立した固定価格買取制度の改正法（通称：ＦＩＴ法）において、導入される予定の買取価格決定に関する入札制度について、大規模の太陽光発電から実施する方針が示されているが、中小規模の太陽光発電の普及を抑制することがないよう制度設計されたい。

②　買取期間が終了する住宅用太陽光発電設備の継続活用に向けた措置

　平成31年11月以降に買取期間が終了する住宅用太陽光発電設備について、新たな蓄電池補助制度を創設するなど、自立した電源として引き続き長期に安定的に発電をしていくことができるよう必要な措置を講じられたい。

**（２）地球温暖化対策の推進**

①　温室効果ガス排出削減の推進について

ⅰ　中小事業者向け補助事業の拡充

平成28年5月13日に「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、業

務その他部門については、2030年度に2013年度比で約４割のＣＯ２排出量削減が必要とされたところである。この目標が確実に達成できるよう、ＣＯ２排出削減対策が進んでいない中小事業者における省エネ・省ＣＯ２の取組みを促進するため、省エネ診断や省エネ機器・設備の導入に対する補助事業の予算額のさらなる増額・充実を図られたい。

ⅱ　地方公共団体の率先的な取組みへの支援拡充

「地球温暖化対策計画」と併せて閣議決定された「政府実行計画」

に示された温室効果ガス削減目標に即して、自治体自らが率先的な取組みを一層推進していくためには、より優れた省エネ技術を採用した庁舎・施設の省エネ改修が必要不可欠である。このため、「地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業」について、民間の資金とノウハウをより活用できるシェアド・セイビングス方式によるＥＳＣＯ事業にも適用するなど、本補助制度の拡充を図られたい。

②　気候変動の影響への適応策の推進について

気候変動の影響への適応について、地球温暖化の進行に伴い顕在化し

つつある様々な影響を地方公共団体が的確に把握し、計画的に対処していけるよう、地域特性に応じた適応策を推進するための技術的・財政的支援を行われたい。

**２　南海トラフ巨大地震への対応**

（※平成２８年６月最重点提案・要望において要望済み）

南海トラフ巨大地震による浸水被害に備えるため、次のとおり取り組まれたい。

①　防潮堤の液状化対策等について、遅滞なく着実に実施できるよう、防

災・減災に資する必要な予算額を確保されたい。

②　対策を短期集中的に推進するため、新たな財政支援制度を創設するな

どの措置を講じられたい。

③　自治体の対策が本格化することに鑑み、緊急防災・減災事業債制度の

期間延伸など、地方財政に十分配慮した措置を講じられたい。

**３　建設発生土の適正処理のための法制度の整備**

**（１）建設発生土の適正処理に関する法律の制定**

　　　建設発生土の適正処理については、都道府県域を超える課題と捉え、建設発生土の適正処理に関する法律を制定されたい。

①　建設発生土を発生地から搬出する場合、あらかじめ処理計画を作成し、行政庁に届出することを義務付けるなど、建設発生土の発生者側の責任を明確にし、発生から搬出、処理に至る流れを管理するとともに、地方自治体が情報共有できる仕組みを設けられたい。

②　建設発生土の搬入・埋立て等の行為については、許可制とし、国民の生活の安全を確保できる許可基準を定められたい。

③　不適正な処理を行った者に対する罰則規定（法人重課を含む。）を定

められたい。

④　不適正な処理が行われている行為地について、迅速に行為の停止や改

善を求めるため、強制力の伴う立入調査等の必要な権限に関する規定な

ど、法の実効性を担保する規定を設けられたい。

**（２）建設発生土の有効利用や適切な受入地の確保について**

　　　大規模な開発に伴い発生する建設発生土の有効利用や適切な受入地の確保等について万全の対策を講じられたい。

**４　PCBの期限内処理の推進及び廃棄物処理の広域化の促進**

**（１）全てのPCBの期限内処理に向けた国の役割強化**

　ＰＣＢの期限内処理に向け、次のとおり取り組まれたい。

①　全てのＰＣＢ使用製品・廃棄物の処理期限までの早期かつ適正な処理

の必要性等に関して、国の責任において、マスメディア等を活用した広

報・啓発を積極的に行われたい。また、未だ把握されていないＰＣＢ使

用製品・廃棄物の掘り起こし調査については、自治体任せではなく、国

の責任において実施されたい。

②　ＰＣＢ使用製品・廃棄物が期限内に確実かつ適正に処理されるよう、

早期処理促進のため、保管事業者へのインセンティブ拡充などの取組み

を充実されたい。

③　ＰＣＢ特別措置法改正に伴い自治体が行う事務の増加に係る財政措

置は、適正に行われたい。特に、行政代執行においては、要した費用の

徴収が困難になる場合が想定されるため、自治体に財政の負担が生じる

ことのないよう、新たな財政支援の仕組みを構築されたい。

**（２）ごみ処理広域化の促進**

ごみ処理の広域化を促進するため、循環型社会形成推進交付金制度において、処理施設の立地自治体への優遇措置など、財政支援の一層の充実を図られたい。

**５　都市農業の振興**

**（１）都市農業振興基本計画に基づく制度の創設及び拡充**

①　都市農業振興に向けた生産振興と生産基盤整備制度の拡充

都市農業振興地方計画に位置づけた「都市農業の振興を図るべ

き区域」において、生産振興のための施設の導入、農業水利施設等の生産基盤整備について国庫補助の対象とされたい。

②　都市農業における「農地中間管理事業」の制度拡充及び予算確保

ⅰ　「農地中間管理事業」について、農業振興地域外（生産緑地・

市街化調整区域内の農地）を事業対象区域とされたい。

併せて、生産緑地に農地中間管理権を設定した場合でも、相続税納税猶予制度が適用されるよう税制の拡充を進められたい。

ⅱ　大阪版認定農業者など都市農業を支える担い手への貸付実績

も集積協力金の上限額算定の対象とされたい。

ⅲ　国が独自に定めた目標の達成度のみに基づく農林関係予算の

配分を行わないようにされたい。

ⅳ　農地中間管理事業にかかる来年度予算の所要額を確保すると

ともに、引き続き本事業に携わる府職員の人件費等を事業費の

地方負担と取り扱われたい。

③　生産緑地を活用したまちなかにおける多様な都市住民向け農園

の展開

　　市民農園や体験農園、福祉農園など都市住民が多様な目的で農業と関わるための農園をまちなかで展開するため、生産緑地において都市住民向けの農園を開設する場合に相続税猶予措置が受けられる利用権設定と同等の貸借制度を創設されたい。

　また、多様な農園を開設する際に必要な施設整備を支援する交付金制度を創設されたい。

④　都市農地等の防災機能の増進

　　　　防災協力農地を登録している地域及び「大規模災害時における農業用水を活用した防災活動に関する協定」を締結した地域において、防災機能増進を目的とした整備に要する費用を補助する制度を創設されたい。

⑤　市街化区域内等の土地改良施設の再編

　　宅地化等により農地が減少し営農を支える土地改良施設が過大となっている場合に、農家の維持管理労力を低減し、営農環境を改善するため、現状の受益面積に見合うよう施設を「統廃合」「減築」「リノベーション」する制度を創設されたい。

**（２）農業農村整備事業の予算確保並びに制度拡充**

①　農業農村整備事業の着実な実施に向けた所要額を当初予算で確保されたい。

　　②　「ため池の防災減災対策」や「都市農業振興のための基盤整備」を推進するための事業制度の創設・拡充をされたい。

**（３）ウメ輪紋ウイルスの対策**

全国各地で感染が確認され、既に蔓延している可能性があるウメ輪紋ウイルスについて、現状の防疫対策や実施体制を抜本的に見直されたい。

①　国による防疫措置及び防除体制の充実

　　　　全国的に相次ぐ感染確認や防除措置の長期化により、都道府県の本来業務である病害虫発生予察、農薬適正使用指導等に著しく支障を来しているため、次の点に緊急に対応されたい。

ⅰ　発生監視調査や補償事務等は、植物防疫法に基づき国が直接

実施されたい。

ⅱ　植物防疫所等において上記等に係る必要な人員・体制を整備

し、十分な防疫体制を確保されたい。

②　当初予算での必要額の確保

　　　　都道府県に引き続き防疫措置の協力を求めるのであれば、感染樹等の速やかな伐採処分のための必要な予算を当初予算で確保されたい。

③　感染メカニズムの早急な解明と現対策の有効性の再検討

　　　　ウメ輪紋ウイルスについては、日本への侵入経過や全国での伝播経路が明らかにされていないこと、また、宿主植物とされていないオオシマザクラなどの観賞用サクラやキク科植物に感染することが確認されていることなど、感染メカニズムが明確にされていないため、早急に解明し、現対策の再検証と今後の有効な対策を検討されたい。

**（４）参入促進型ほ場整備事業の創設**

　　　担い手の減少や土地持ち非農家の増加などの地域課題とニーズを捉えつつ、新たな担い手の参入を計画的に推進するため、農地中間管理事業を活用した新たな土地改良事業の創設を図られたい。

**６　PM2.5対策の強化**

微小粒子状物質（ＰＭ2.5）については、その健康影響や生成メカニズムに未解明な点が多いことから、次のとおり取組を進められたい。

①　ＰＭ2.5の健康影響に関し、科学的な解明に努めるとともに、得られ

た知見に基づく情報を国民によりわかりやすく発信されたい。

②　PM2.5の生成メカニズムや発生源別の寄与割合の解明、ばいじん及び

窒素酸化物の追加的な排出抑制対策などの調査検討をより一層推進し、

早期に国内での対策を確立されたい。

③　広域移流に係る影響の低減のため、中国に対して必要な自国での大気

汚染防止対策が講じられるよう、引き続き強い働きかけを行われたい。

**７　大阪湾における栄養塩類の適正な管理**

　　環境省が実施している瀬戸内海を対象とした「豊かさを実感できる海の再生事業」などにおいて、湾・灘ごと、季節ごとの状況に応じたきめ細やかな水質管理に関する検討を進め、栄養塩類の適正な管理方策について早期に明確な指針等を示されたい。

　その検討にあたっては、湾、灘の特性を熟知し豊富な研究実績を有する地方の試験研究機関を活用されたい。

**８　国土調査法（地籍調査）**

　　地籍調査の更なる推進を図るため、次のとおり取り組まれたい。

①　都市部における官民境界等先行調査成果を認証する制度を、創設され

たい。

②　道路台帳整備として現況測量を行った成果を、地籍調査と同等の成果

として取り扱われたい。

③　土地改良事業等の既存資料を活用し、国において地籍調査として再整

備されたい。